

核燃料物質使用施設等の申請に係る許認可希望の優先順位について

令和3年10月22日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部

令和3年9月30日に実施した原子力規制庁研究炉等審査部門との面談において、原子力機構の核燃料物質使用施設及び人形峠環境技術センター加工施設に関する申請が複数あることから優先度及び重要度を整理し、令和3年度中の許認可を希望する申請を再整理することを要請された。原子力機構における検討結果を以下に示す。

1. 令和3年度中に許認可を希望する申請

優先順位 1

- (1) 許可が遅れることで、本来必要のない防護措置を継続して維持することが必要となるもの (表1 ①)
- (2) 現在申請中であり、希望認可時期に取得しないと1許可で3つの重複申請になるもの (表1 ②)
- (3) 令和4年1月1日組織改正に関するもの (表1 ③、④)

優先順位 2

- (4) 許認可が遅れることで外部機関に影響があるもの (表1 ⑤、⑥)
- (5) 令和4年4月1日組織改正に関するもの (表1 ⑦～⑫)

優先順位 3

- (6) 上記申請を除く現在申請中のもの及び令和3年度申請予定のもの (表2)

優先順位が高い理由：

- 表1 ①は、ほぼ審査が終了しつつあると認識している。核物質防護規定の変更認可申請を前提として、本申請の許可取得を求められている。本件が希望許可時期までに許可を受けなければ、本来必要のない防護措置を継続して維持することが必要となるため、最優先で審査をしていただきたい。
- 表1 ②は、ほぼ審査が終了しつつあると認識している。本件が希望認可時期まで認可を受けなければ、1許可で3つの申請が重複することとなり、処理に混乱を生じる可能性があるため、最優先で審査をしていただきたい。

- 表 1③、④、⑦～⑫は組織改正に関する案件であり、原子力機構の運営に係る案件であることから、優先して審査をしていただきたい。特に③、④は組織改正を令和 4 年 1 月 1 日に予定しており、審査も終了しつつあると認識しているので、最優先で審査をお願いしたい。
- 表 1⑤、⑥は、認可希望時期より認可が遅れることで外部機関に影響が出る案件であり、優先して審査をしていただきたい。なお、⑤と⑥は組織改正とは関係ないため、⑦～⑫と並行申請をお願いしたい。また、⑥については申請時期を見直す可能性がある。申請が遅れる場合は表 1にある申請より優先順位を低いものとする。

以上

